



業務災害 | 総合事業者保険

(スマートプロテクト)

AIG 損保



万一の労災事故発生時に、
従業員への見舞金として、
入院補償・死亡補償などをご提供します。
事業者の訴訟対策として、
弁護士費用や損害賠償責任も補償します。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG 損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

今や、過労やうつ病などの病気も労災認定され、高額な訴訟事案が発生するなど、企業にとって労働災害の問題は深刻です。各種見舞金をはじめ、充実の付帯サービスや、弁護士費用・賠償金の補償がお役に立ちます。様々な雇用形態の従業員を補償します。

オーダーメイドで組み立てる保険契約

従業員のケガなどの補償



業務災害に関する企業の賠償責任などの補償



病気の補償



ご契約企業向けの付帯サービス



3つの特長

1

貴社で働く方を幅広く補償します

事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や、派遣社員、製造業などの構内下請作業員なども、補償の対象とすることができます。

P.4 補償対象者の範囲 ▶

2

労災認定を待たずに保険金をお支払いします

病気の補償など一部の補償を除き、保険金をご契約企業（被保険者）にお支払いします。受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やご遺族にお支払いください。
(注) 労災認定が必要な補償もあります。また、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

3

貴社の事業内容および売上高から保険料を算出します

保険期間中に従業員数が増えても人数の報告や精算は不要で、自動的に補償します。

P.4 保険料の算出等について ▶

CONTENTS

はじめに	01
保険のしくみ（補償対象者の範囲など）	03
補償内容	05
従業員のケガなどの補償	05
業務災害に関する企業の賠償責任などの補償	09
病気の補償	11
付帯サービス	17

総合事業者保険(スマートプロテクト)の業務災害に関する

総合事業者保険(スマートプロテクト)の業務災害に関する補償は、ご契約企業を被保険者(保険の対象となる)に加えて、従業員の業務外でのケガや病気も補償します。またご契約企業の賠償責任についても補償します。貴

る補償について

方)とし、従業員が被った業務災害に対するご契約企業の災害補償責任を総合的に補償する保険です。業務災害社で働く従業員の方ももちろん、下請負人やパート・アルバイトの方まで幅広く補償します。

従業員のケガなどの補償

■ 主な保険金

- 死亡補償保険金 **必須**
- 入院補償保険金
- 通院補償保険金
- 医療費用補償保険金
- 後遺障害補償保険金
- 手術補償保険金
- 入院補償一時金
- 休業補償保険金

■ 補償の範囲を拡げる特約

- 地震・噴火・津波危険補償特約
- 入院補償保険金等支払条件変更特約(入院延長1200日用・通院起算点変更)
- フルタイム補償特約
- 通院補償保険金支払条件変更特約(通院延長180日用・通院起算点変更)
- 事業主・役員フルタイム補償特約

■ 事業主の費用などに関する保険金

- 災害付帯費用補償保険金
- 葬祭見舞金

業務災害に関する企業の賠償責任などの補償

■ 労務トラブルの初期対応の補償

- 事業主相談費用等保険金

■ 使用者賠償責任の補償

- 使用者賠償責任補償特約

病気の補償

■ 病気入院を補償する保険金

- 疾病入院医療費用保険金
- 疾病入院医療保険金
- 疾病入院療養一時金

■ がん通院を補償する保険金

- がん通院治療費用支援保険金

ご契約企業向けの付帯サービス

■ 日々の健康やメンタルヘルスの相談窓口

- 24時間電話健康相談
- 介護相談ホットライン
- 生活習慣病サポートサービス
- 女性のための24時間電話健康相談
- メンタルケアカウンセリングサービス

■ 企業の福利厚生制度に

- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 二次検診機関の手配サービス
- がん治療と仕事の両立支援サービス
- ロボケアサービスwith「HAL®」

■ 労務トラブルに対しての企業の相談窓口

- 社長のための労務相談ホットラインサービス
- 弁護士による法律相談ホットラインサービス(予約制)

補償対象者の範囲

貴社の業務に従事する方を幅広く補償します。

貴社のニーズに応じて、補償の対象とする方を **001** **002** **003** の3つのグループから組み合わせてご契約いただけます。

001 グループ

事業主、法人役員および被用者^(※)の方全員を補償

(※)「被用者」とはご契約者の業務に従事し、その労働の対価として賃金の支払いを受ける方をいいます。正社員、パート、アルバイト、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。

002 グループ

建設業における下請負人およびその被用者の方を補償

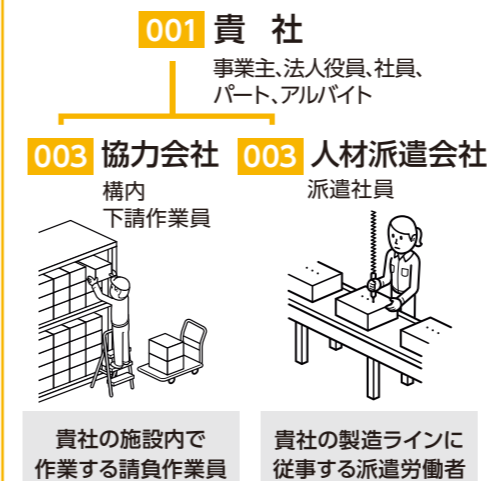
003 グループ

001 002 のグループ以外でご契約者の管理下にある方^(※)を補償

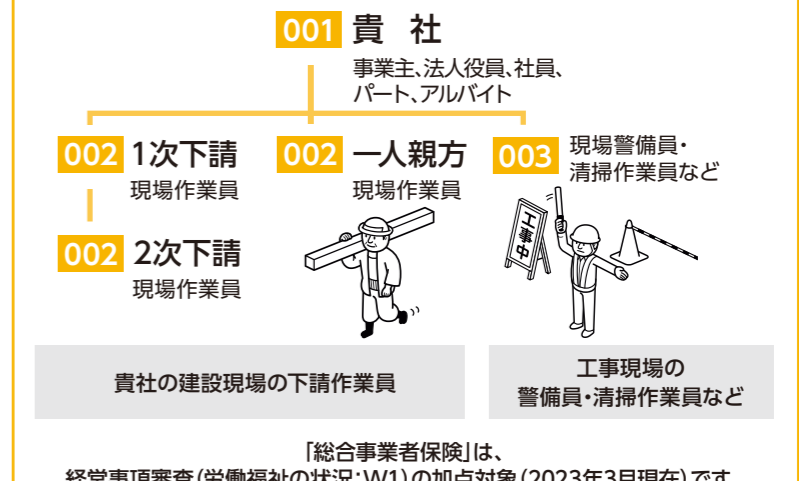
(※)「管理下にある方」とは、以下のいずれかの方をいいます。

- ご契約者が所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接または数次の契約(請負・委託など)に基づき、ご契約者の業務に従事する方
- 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、ご契約者に派遣された派遣労働者の方
- ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

(例) 製造業の場合



(例) 建設業の場合



保険料の算出等について

■ スマートプロテクトは、貴社の事業内容および売上高から保険料を算出する方法を採用しています。契約時には事業内容と売上高を確認させていただきますので、労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。

■ ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。

■ 保険料は全額損金処理が可能です。

法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2023年3月現在)

従業員のケガなどの補償

仕事中に被ったケガから業務を原因とする病気まで幅広く補償します。



補償対象者(従業員の方など)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。
「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて180日(医療費用補償保険金のみ365日)の間がお支払いの対象です。

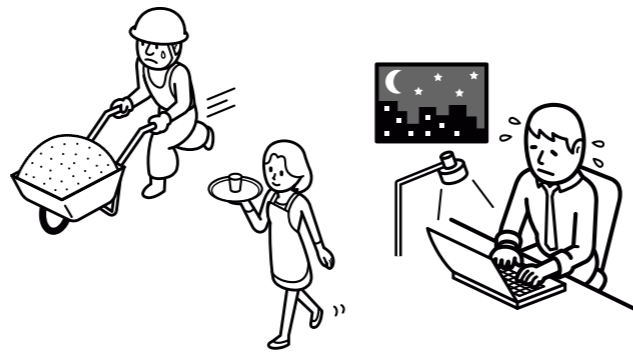
補償の対象となるケガなど

- **業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ**
(骨折、やけどなど)
有毒ガス・有毒物質による急性中毒および業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。
- **業務遂行に伴い生じた日射病、熱射病などの症状**
- **業務上疾病**
(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)
業務を原因とする病気を補償します。
ただし、アスベストが原因の病気、塵肺症^{じんぱいしょう}を除きます。
なお、対象となる保険金およびお支払いの条件は、次のとおりです。
 - 死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。
 - 入院補償保険金・入院補償一時金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。
- **労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど**

主な保険金

死亡補償保険金 必須

ケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(注)同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。



後遺障害補償保険金

ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級～第14級)ごとに定めたご契約の保険金額をお支払いします。

入院補償保険金

ケガなどにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき180日限度)

手術補償保険金

ケガなどにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

- ① 入院中に受けた手術の場合
[入院補償保険金日額×10]
- ② ①以外の手術の場合
[入院補償保険金日額×5]

☑ 通院補償保険金

ケガなどにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。
(同一の原因によるケガなどにつき90日限度)
(※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。
(※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。

☑ 医療費用補償保険金

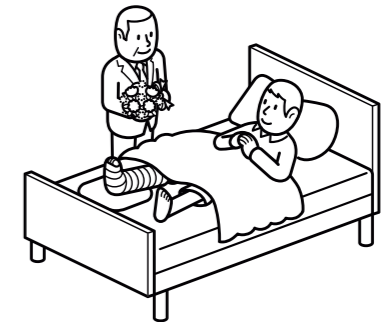
ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつきご契約の保険金額限度)
● 公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用
● 入院・転院のための交通費
● 医師の指示による薬剤・医療器具などの費用
(注)労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。

☑ 入院補償一時金

入院補償保険金をお支払いする場合で1泊2日以上入院したときに、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

☑ 休業補償保険金

ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能となった場合に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき、就業不能となった日から起算してご契約の期間(30日・60日のいずれか)が限度)



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次のケガなどに対しては、保険金をお支払いしません。

- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など)(※)
- むちうち症、腰痛などのうち、画像検査等で異常が認められないもの(※)
- 入浴中の溺水(※)(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- ◇ 次の事由により生じたケガなど
 - 故意または重大な過失
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
 - 自動車・バイク・クレーンなどの無資格運転・酒気帯び運転
 - 戦争・革命・内乱・暴動
 - 放射線照射・放射能汚染

(※)葬祭見舞金は、お支払いします。

…など

従業員のケガなどの補償

仕事中に被ったケガから業務を原因とする病気まで幅広く補償します。



補償の範囲を拡げる特約

☑ 地震・噴火・津波危険補償特約

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。

☑ フルタイム補償特約

日常生活中や休暇中など、業務外でケガ(※1)をした場合も保険金をお支払いします。
(注) 補償の対象となる方は、事業主、常勤(※2)の法人役員、社員および常勤(※2)のパート・アルバイトの方です。

(※1) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含み、日射病・熱射病などの症状は含みません。

(※2) 常勤とは、ケガ(※1)を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

☑ 事業主・役員フルタイム補償特約

フルタイム補償特約の補償の対象となる方を、事業主および常勤(※)の法人役員の方に限定した特約です。

(※) 常勤とは、ケガを被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

☑ 入院補償保険金等支払条件変更特約 (入院延長1200日用・通院起算点変更)

- 入院補償保険金：支払対象期間および支払限度日数を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院した場合などに限ります。
- 手術補償保険金：支払対象期間を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院または通院した場合などに限ります。
- 通院補償保険金：支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。ただし、入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。

① ケガなどを被った日

② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

☑ 通院補償保険金支払条件変更特約 (通院延長180日用・通院起算点変更)

通院補償保険金の支払限度日数を180日に延長します。

また、入院補償保険金をお支払いする場合は、通院補償保険金の支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。

① ケガなどを被った日

② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

事業主の費用などに関する保険金

☑ 災害付帯費用補償保険金

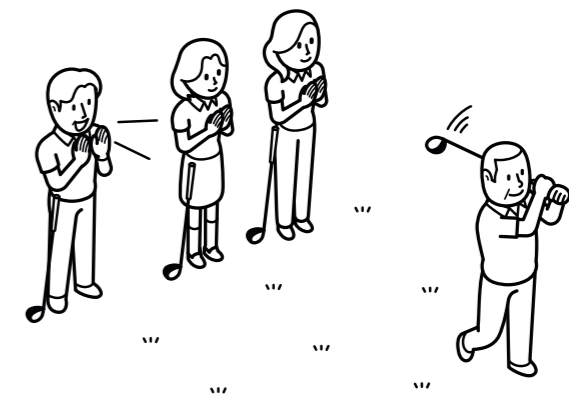
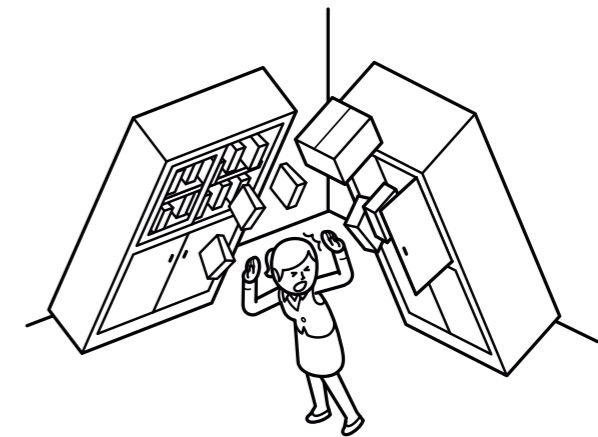
死亡補償保険金または後遺障害等級第1級から第3級に相当する後遺障害補償保険金をお支払いする場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

☑ 葬祭見舞金

業務中、業務外にかかわらずケガや病気で保険期間中に亡くなり、葬儀が行われることに対して、災害補償規定などに基き貴社が遺族などに支払った見舞金を、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。

(注) 補償の対象となる方は、事業主、常勤(※)の法人役員、社員および常勤(※)のパート・アルバイトの方です。

(※) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。



業務災害に関する企業の賠償責任などの補償

労務トラブル発生時に、訴訟問題に発展させないよう弁護士に相談する費用を補償します。
また、万一の高額賠償から企業経営を守ります。



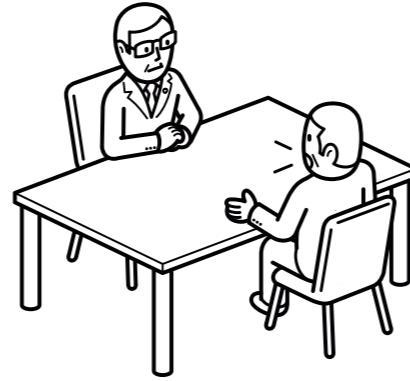
労務トラブルの初期対応の補償

☑ 事業主相談費用等保険金

従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に伴いケガや病気を被ったことにより、貴社が負う責任の有無やその対応について弁護士に相談し、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用など
(1災害につき100万円限度)

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。
ただし、使用者賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。



使用者賠償責任の補償

☑ 使用者賠償責任補償特約

従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務に従事中または通勤途上で被ったケガや病気について、貴社(役員を含みます。)や従業員(パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限ります。)が法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

- (注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。
- (注2) 労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。
- (注3) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限りです。



● 損害賠償金、争訟・弁護士費用など

1災害につきご契約の保険金額を限度とし、労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などを差し引いてお支払いします。
(注) 損害賠償金額の決定や争訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の事由により生じた損害賠償金や費用に対しては、保険金をお支払いしません。

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- アスベストが原因の病気、風土病
- 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気(個人事業主または役員等が損害賠償責任を負う場合)
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

病気の補償 (病気入院の補償)

従業員の福利厚生に おすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。



病気入院を補償する保険金

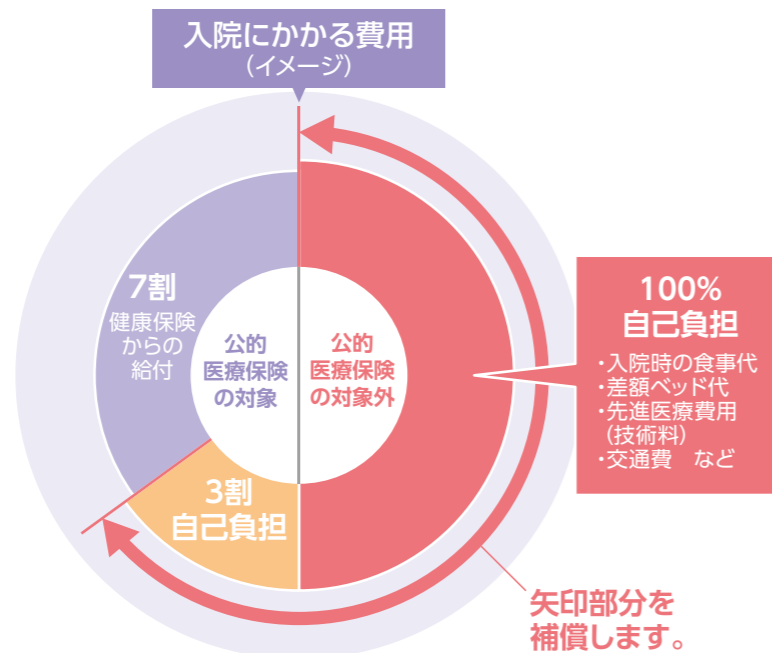
従業員などの被保険者が保険期間中に発病した病気が補償の対象です。
業務中に発病した病気 (精神障害や脳・心臓疾患など) に加え、
日常生活で発病した病気も補償します。

☑ 疾病入院医療費用保険金

保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合または先進医療を受けた場合に、そのいずれか早い日から365日目月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。
(1回の入院につきご契約の保険金額 (50万円・80万円・100万円のいずれか) が限度)

- ・ 入院時の治療費**
 入院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。
 お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。
- ・ 食事療養費**
 入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。
- ・ 差額ベッド代**
 差額ベッド代を [1万円×入院日数] を限度にお支払いします。
 ただし、医師の指示、他の病室が空いていなかったなどの「治療上の必要性」があった場合にはこの限度額を超えても自己負担となった額をお支払いします。
- ・ 先進医療費用**
 先進医療 (※) を受けた場合に、先進医療の技術料をお支払いします。通院の場合も対象となります。
- ・ 交通費**
 入退院・転院時または先進医療を受けるための通院時の交通費をお支払いします。
- ・ 諸雑費**
 諸雑費として入院1日につき1,100円 (2023年3月現在) をお支払いします。
- ・ 親族付添費 (※)**
 親族付添費として1日につき4,200円 (2023年3月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。
 (※) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。
- ・ ホームヘルパーの雇入費用など**
 ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用 (※)、保育所への預入費用 (※)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。
 (※) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者 (従業員など) の入院期間中に発生した費用に限りです。

(※) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにて、ご確認ください。なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。

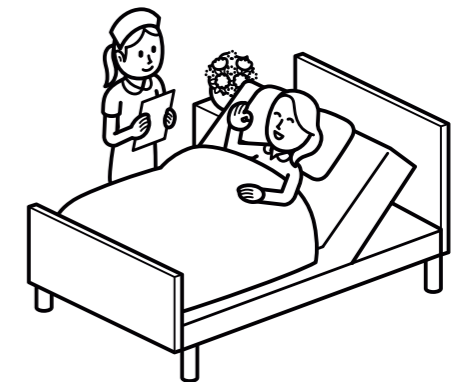


☑ 疾病入院医療保険金

保険期間中に入院を開始した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(1回の入院につき、ご契約の日数 (30日・60日・90日のいずれか) が限度)
(注) 疾病入院医療保険金は、総合事業者保険 (業務災害) をあらたにご契約いただく場合はセットできません。

☑ 疾病入院療養一時金

ご契約時に定めた入院日数 (5日・15日・30日のいずれか) 以上の継続入院が必要と医師に診断された場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の病気につき1回限度)



⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

次の病気などに対しては、保険金をお支払いしません。

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気
 ただし、既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
- むちうち症、腰痛などのうち、画像検査等で異常が認められないもの
- 妊娠・出産 (帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)
- 次の事由により生じた病気
 - 故意または重大な過失
 - アルコール依存・薬物依存
 - 自殺行為
 - 戦争・革命・内乱・暴動
 - 放射線照射・放射能汚染

…など

病気の補償 (病気入院の補償)

従業員の福利厚生におすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。



ご契約時のご注意

病気を補償する特約の補償対象者(被保険者)の範囲について

ご注意 病気を補償する特約については、事業主、**常勤**※の法人役員、社員、**常勤**※のパート・アルバイトの方が対象となります。

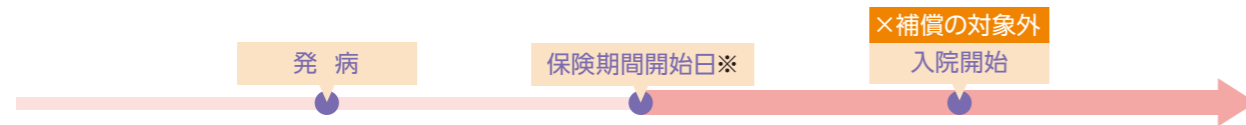
対象 事業主、**常勤**※の法人役員、
社員、**常勤**※のパート・アルバイト

対象外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、
派遣社員、下請作業員

※**常勤**とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合があります。

保険期間の開始前に発病していた病気について

ご注意 保険期間の開始前に発病していた病気の治療を目的とする入院は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



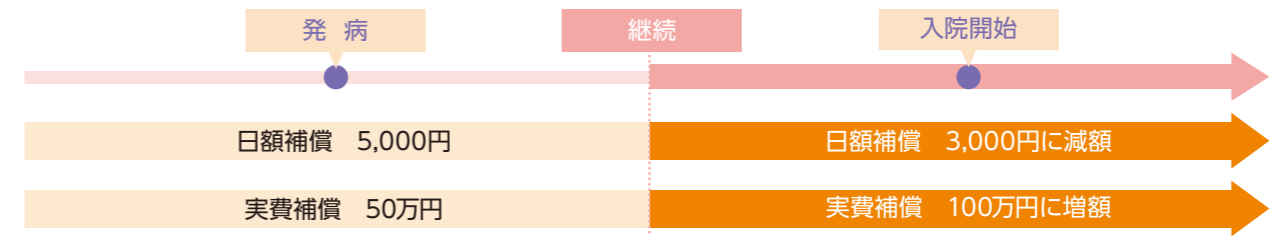
※ご契約を継続いただいた場合は、最初のご契約の保険期間の開始日とします。
ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。
保険期間の途中で加入された方(例:新入社員など)については、加入された日をいいます。

■ 既に発病していた病気であっても、保険期間開始日から2年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

ご継続時における補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院されたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)5,000円を3,000円に減額し、
疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合。



保険金のお支払いについて

日額補償: 1日につき3,000円のお支払いとなります。
実費補償: 1回の入院につき50万円が限度となります。

退院して数か月後に再発した場合の支払いについて

同一の病気により2回以上入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再び開始した入院は新たな病気による入院とみなします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円ご契約の場合



※ご契約を更新し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。
※疾病入院医療保険金(日額補償)、疾病入院療養一時金(一時金)も同様にお支払いします。

保険金のお支払いについて

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。
なお、お支払金額、お支払先などを従業員ご本人に書面でご案内いたします。

病気の補償(がん通院の補償)

従業員の福利厚生におすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。



がん通院を補償する保険金

☑ がん通院治療費用支援保険金

保険期間中に原発性がん(※1)と診断確定され、その治療(※2)を直接の目的として公的医療保険制度を利用して日本国内で通院をした場合または先進医療を受けた場合に、支払対象期間中(※3)に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。(1回の支払対象期間につき300万円が限度)

・通院時の治療費

通院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

・先進医療費用

先進医療(※4)を受けた場合に、先進医療の技術料および先進医療を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。入院の場合も対象となります。

(※1) 原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。

(※2) 原発性がんおよびその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。

(※3) 支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。

ア. 原発性がん(※1)が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間

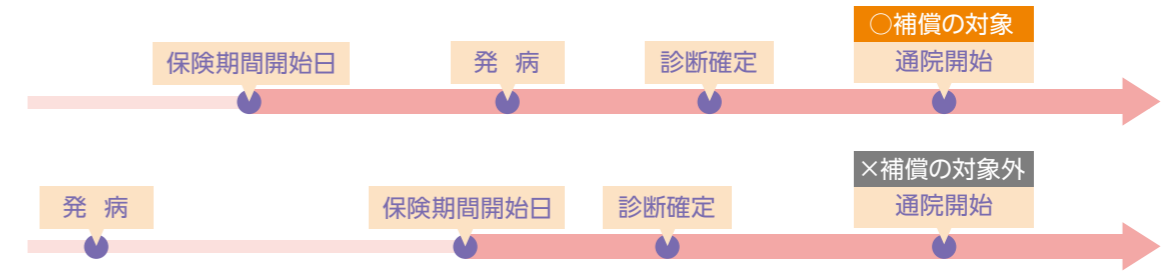
イ. 原発性がん(※1)が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間

(※4) 「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。なお、「患者申出療養」として受けた診療行為は「先進医療」に該当しません。

ご契約時のご注意

保険期間の開始前に発病または診断確定された原発性がんについて

ご注意 保険期間が始まる前に既に発病していた原発性がんの治療を目的とする通院および先進医療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



※ただし、保険期間が始まる前に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

① そのがんに対する初めての診断確定が、保険期間開始日からその日を含めて2年を過ぎた日の翌日以降の場合

② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合

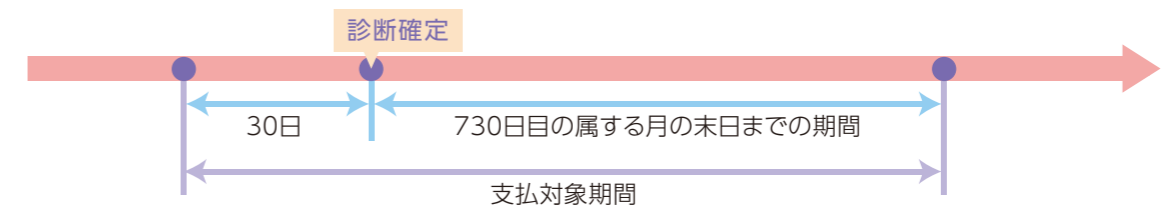
- 保険期間が始まる前に、医師の診察を受けたことがない。
- 保険期間が始まる前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

再発・転移により生じたがんについて

ご注意 保険期間が始まる前に既に発病していたがんの治療、またその再発・転移により生じたがんの治療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

支払対象期間について

ご注意 支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。
ア. 原発性がんが診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間
イ. 原発性がんが診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間



保険金のお支払いについて

病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。

なお、お支払金額、お支払先などを従業員ご本人に書面でご案内いたします。

病気を補償する特約の補償対象者(被保険者)の範囲について

ご注意 病気を補償する特約については、事業主、常勤※の法人役員、社員、常勤※のパート・アルバイトの方が対象となります。

対象 事業主、常勤※の法人役員、
社員、常勤※のパート・アルバイト

対象外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、
派遣社員、下請作業員

※常勤とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

保険期間が始まる前に、既に発病していた原発性がんおよびその再発・転移に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、保険期間が始まる前に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

① そのがんに対する初めての診断確定が、保険期間開始日からその日を含めて2年を過ぎた日の翌日以降の場合

② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合

- 保険期間が始まる前に、医師の診察を受けたことがない。
- 保険期間が始まる前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

ご契約企業向けの付帯サービス

事業主、従業員とそのご家族を日常的にサポートします。



■ 日々の健康やメンタルヘルスの相談窓口

① 24時間電話健康相談



- 休日に受診できる病院を知りたい。
- ケガの応急手当て、どうしたらいいの？
- ストレスがたまり、精神的にまいっている。
- 飲んでいる薬の副作用について知りたい。

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ（医師、保健師、看護師など）がお電話でアドバイスします。

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

② 女性のための24時間電話健康相談



- 妊娠初期。つわりがひどく、困っている。抑える方法は？
- 生理前に精神的に不安定になる。受診する場合は何科がいいの？
- 乳がん検診でひっかかった。専門医のいる病院は？

24時間年中無休で、女性に多い病気や妊娠・出産および更年期障害等のご相談に女性の相談スタッフ（医師、保健師、看護師など）がお電話でアドバイスします。

ご注意
女性のための24時間電話健康相談は女性の相談スタッフが相談にお応えしますが、お電話を受け付けるスタッフや、相談内容により、医師・心理カウンセラー等の相談スタッフが、男性になる場合があります。

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の女性の方がご利用いただけます。

③ 介護相談ホットライン

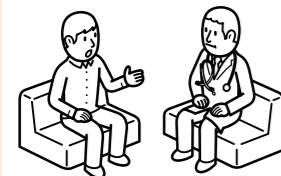


- 親の介護と仕事の両立についてアドバイスをもらいたい。
- ケアマネジャーとの意思疎通について教えてほしい。
- 介護認定手続きと介護保険について知りたい。

働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの有資格者が、傾聴・アドバイスします。

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

④ メンタルケアカウンセリングサービス



- 人前にでるのが怖い。
- 理由もないのに突然不安になり、胸がドキドキする。
- ゆううつで気分がすぐれない。
- 夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

電話によるカウンセリング（原則回数制限なし）
電話によるカウンセリングを提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地や、訪問時間を気にすることなく、初期段階から気軽にカウンセリングを受けることが可能となります。

面談カウンセリング（年間3回まで利用可能）
日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、心理カウンセラーによる面談カウンセリングをご提供します。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

⑤ 生活習慣病サポートサービス



- 生活習慣病を悪化させない方法を聞きたい。
- 糖尿病の専門医療機関を知りたい。
- 血糖値が高くなったので相談したい。
- 健康診断で高血圧と言われたので心配。

糖尿病をはじめとする生活習慣病の専門知識を有する保健師・看護師などの相談スタッフが生活習慣病について電話によるご相談をお受けします。また、日本の糖尿病治療を代表する優秀糖尿病臨床医※の手配・紹介や、糖尿病の専門医療機関情報の提供を行います。
※ティーパック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

① 24時間電話健康相談 ② 女性のための24時間電話健康相談 ③ 介護相談ホットライン
④ メンタルケアカウンセリングサービス ⑤ 生活習慣病サポートサービスは、
総合事業者保険（業務災害）にご加入の場合、**ご契約内容に関係なくご利用いただけます。**

■ 企業の福利厚生制度に

⑥ セカンドオピニオンアレンジサービス



- 他の治療方法はないのか、相談したい。
- 手術することになったが、他に選択肢はないの？
- 高度な医療が必要らしい。どうしたらいいの？
- 専門医の意見を聞きたい。

各診療科領域における学会で要職を経験した医師※（総合相談医※）が現在の診断に対する見解、今後の治療方針・方法について意見（セカンドオピニオン）を提供します。総合相談医※の判断により高度な専門性が求められる場合には、サービス委託会社が運営する評議員会で選考された専門医※の紹介（紹介状の作成）もします。状況に応じて、オンラインまたは電話でのセカンドオピニオンや、提携医療機関の受診手配・予約を行います。

※ティーパック株式会社の用語定義です。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

⑦ がん治療と仕事の両立支援サービス



- 復職について主治医に相談する際、気をつける点を知りたい。
- 育児と治療や看護を両立するための支援制度について知りたい。
- がんによる休職期間の目安を知りたい。

社会福祉士、看護師、医師、臨床心理士、薬剤師、社会保険労務士などの相談スタッフが、がんに関連された方へ、治療と仕事を両立するためのアドバイスや社会保険制度のご案内をお電話にて行います。面談による相談も、東京3ヶ所、大阪1ヶ所で提供します。

人事労務ご担当者へ
がんに関連された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスを行います。

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

（注）事業主・役員・従業員の方ががんに関するご相談に限ります。

ご契約企業向けの付帯サービス

事業主、従業員とそこご家族を日常的にサポートします。



⑧ 二次検診機関の手配サービス



自覚症状はない。
精密検査を受けないとダメ？

要精密検査!?
病気なのか不安。

どこの医療機関で
二次検診を受ければいいのか？

健康診断の結果に不安のある方や、要精密検査と判定された方などに、お電話にてご不安・ご不明な点についてアドバイスします。
また、要精密検査等の方には、地域や検査項目などにあわせ医療機関の手配や情報提供をします。

二次検診ネットワークは、臨床検査受託事業や健診事務代行サービスを手掛ける(株)LSIメディエンスが提携する健診機関や医療機関のネットワークです。

事業主・役員・従業員およびそこご家族(配偶者ならびに被扶養者)の方がご利用いただけます。

⑥ セカンドオピニオンアレンジサービス ⑦ がん治療と仕事の両立支援サービス

⑧ 二次検診機関の手配サービスは、ご契約の内容が次のいずれかの場合にご利用いただけます。

- 疾病入院医療費用保険金を50万円以上セット
- 疾病入院医療保険金を5,000円以上セット

(注) 疾病入院医療保険金は、総合事業者保険(業務災害)をあらたにご契約いただく場合はセットできません。

■ 労務トラブルに対しての企業の相談窓口

⑨ 社長のための労務相談ホットラインサービス



メンタル不調の社員には
どう対応したら良い？

休職中の連絡や待遇は？

就業規則には、どのような
内容を必ず記載をしなければ
ならないのか？

社会保険労務士や心理カウンセラーなどが、健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険など労務全般に関するご相談、ハラスメント・休職者・復職者への対応方法に関するご相談、就業規則上の問題解決などに関するご相談に対して電話にてアドバイスを行います。

(注) 労務関連の手続きや書類作成などの実作業に関するご相談はお答えできません。また、個別事案など相談の内容によりお答えできない場合があります。ご相談の内容により回答にお時間をいただく場合があります。

事業主・人事労務担当の方がご利用いただけます。

総合事業者保険(業務災害)にご加入の場合、ご契約内容に関係なくご利用いただけます。

①～⑨のサービスについて

- これらのサービスは、ティーベック株式会社に委託してご提供します。
- サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- 国外で発生した症状や受けた診療などに関する相談および国外からの相談などはお受けできません。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。
- ⑤⑥のサービスにおいて医療行為は医師が法令に基づき行います。ティーベック株式会社が行うことはありません。

■ 業務上・日常生活上のトラブル対処などに

⑩ 弁護士による法律相談ホットラインサービス(予約制)

■ ご利用例

業務上の
トラブル

日常生活上の
トラブル

勤務態度の悪い従業員を
解雇することはできるか？

カスタマーハラスメントで
困っているので相談したい。

売掛金の回収ができない。
どのように対処すればいいか？

相続問題に巻き込まれた。
対処方法について相談したい。



労務トラブルに加え、取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、法律に関するご相談に、弁護士が電話でお答えします。

〈ご利用上のご注意〉

- 電話相談は1回につき60分以内とし、年3回(毎年1月1日～同年12月31日)までとします。また、日本国内のご相談が対象となります。
- サービスは、弊社提携法律事務所を通じてご提供します(予約制)。
- サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にはお電話でご確認ください。

ご契約者の代表者(代表者が指定した者を含む)の方がご利用いただけます。

総合事業者保険(業務災害)にご加入の場合、ご契約内容に関係なくご利用いただけます。

⑪ ロボケアサービスwith『HAL®』

ご契約中の事故により、自立歩行が困難となる後遺障害を被った場合、以下のサービスを無料でご提供します。

- ・『Neuro HALFIT®』プログラムが受けられるロボケアセンターの紹介
- ・初回カウンセリング
- ・『Neuro HALFIT®』プログラム(最大10回分)

※『Neuro HALFIT®』によるプログラムの詳細については、ロボケアセンターのホームページでご確認ください。
また、当サービスは実質的な機能回復を保証するものではありません。

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

ロボケアサービスwith『HAL®』のご利用にあたってのご注意

- 当サービスはCYBERDYNE社との提携に基づき各地区のロボケアセンターにより提供します。また、実施に当たっては、個別契約の締結が必要です。
- 当サービスのご利用には諸条件があります。ご利用の際には専用チラシをご覧ください。
- サービスの内容は事前のご案内なく変更または終了する場合があります。

総合事業者保険(業務災害)にご加入の場合、ご契約内容に関係なくご利用いただけます。

